

ともできるし、訴訟外において請求を行うことも可能である^v。

- ① 開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであること。
- ② 発信者情報が開示請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受ける正当な理由があるとき。

(2) 用語の説明等

① 「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」

ウェブホスティング等の形態による通信、典型的にはインターネット上のホームページで自己の権利利益を侵害する情報が掲載されているとして、発信者情報の開示を請求する者のことをいう。自然人のみならず、法人及び民事訴訟法第 29 条により当事者能力が認められるいわゆる権利能力なき社団を含む。

「権利を侵害された」とは、不法行為を規定する民法第 709 条の「権利又は法律上保護される利益を侵害した」と同趣旨であり、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害等、保護される法益の範囲に限定はない。しかし、問題とされる情報に違法性が認められる場合であっても、およそ人の権利利益との関連がなく、不法行為が成立する可能性がないような場合には、これに含まれない。

次に「権利が侵害されたとする」とは、単に自らが被害を受けた旨を述べることで足り、その権利の侵害に関する客観的な根拠の存在等、述べていることの合理性の有無を問わない。その主張の合理性の有無は、本項第 1 号の要件の判断の際に検討されることになる。

② 「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し」

本法律で開示請求の相手方となるのは、他人の権利を侵害したとされる情報が流通することとなった特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（開示関係役務提供者）である。

③ 「当該開示関係役務提供者が保有する」

本法律においては、開示の対象となる発信者情報について開示関係役務提供者が「保有」するものに限っている。「保有」とは、法律上又は事実上、あるものを自己の支配下に置いている状態を指す用語であり、情報等の無体物を事実上支配していることを示す際にも用いられる（例、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律（昭和 63 年法律第 95 号）など）。

ところで、「保有」の概念は一般的に以上のようなものであるにしても、本法律におけ

^v ただ、プロバイダ等が任意に開示した場合、要件判断を誤ったときには、通信の秘密侵害罪を構成する場合があるほか、発信者からの責任追及を受けることにもなるので、裁判所の判断に基づく場合以外に開示を行うケースは例外的であろう。